

一般相談支援事業について

群馬県健康福祉部
障害政策課支援調整係

一般相談支援事業とは

- **基本相談支援**（障害者総合支援法第5条第19項要約）
 - ・地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害児の保護者又は介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他便宜を総合的に供与すること
- **地域移行支援**（障害者総合支援法第5条第20項要約）
 - ・障害者支援施設、のぞみの園、療養介護、精神科病院等に入所・入院している障害者等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対して住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他便宜を供与すること
- **地域定着支援**（障害者総合支援法第5条第21項要約）
 - ・居宅において単身その他の状況において生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な便宜を供与すること

地域移行支援・地域定着支援の概要（１）

対象者

<地域移行支援>

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象
- 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象
1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行なわなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象

<地域定着支援>

- 地域生活を継続していくために常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者
 - ① 居宅において単身で生活する障害者
 - ② 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
→具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院・家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者
※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外

サービス内容

<地域移行支援>

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他厚生労働省令で定める便宜を供与
「その他の厚生労働省令で定める便宜」とは、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援など

<地域定着支援>

- 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他厚生労働省令で定める便宜を供与
「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに対応できる体制を確保することが前提。
「その他の厚生労働省令で定める便宜」とは、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援

地域移行支援・地域定着支援の概要（2）

給付決定の有効期間

<地域移行支援>

- 6ヶ月以内。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月以内で更新可。
更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断する。

<地域定着支援>

- 1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。

人員基準

➤ 従業者

事業所ごとに、1人以上の専従の者を配置する。

- 常勤非常勤を問わない
- 計画相談支援・障害児相談支援との兼務可
- 従業者のうち、1人以上は相談支援専門員

➤ 管理者

- 事業所ごとに、原則専従の管理者を置く
- 業務に支障がない場合は、他の業務や併設する事業所の業務と兼務可能

地域移行支援・地域定着支援の概要（3）

運営基準

関係様式（群馬県HP）：<http://www.pref.gunma.jp/02/d4210039.html>

<地域移行支援・地域定着支援共通>

- 運営規程の作成及び重要事項の掲示、公表
- 苦情解決体制の整備、事故発生時の対応、記録の整備等

<地域移行支援>

- 地域移行支援計画の作成
 - ・対象者ごとに地域移行支援計画を作成する。
 - ・作成に当たっては、利用者への面接や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者を招集した会議（計画作成会議）を開催し意見を求めなければならない。
- 相談及び援助
 - ・利用者への対面による支援（相談支援・同行支援）について、概ね週1回以上行わなければならない。
- 体験利用、体験宿泊
 - ・体験利用及び体験宿泊については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施できる。

<地域定着支援>

- 地域定着支援台帳の作成
 - 対象者ごとに、緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成する。
 - 作成に当たっては、利用者へ面接によるアセスメントを実施する。
- 常時の連絡体制の確保等
 - 利用者との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握する。
- 緊急事態における支援等
 - 緊急時に速やかに居宅への訪問等による状況把握を実施するとともに、利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的滞在支援等の措置を講ずる。一時滞在については、指定障害福祉サービス事業者へ委託可能。

地域移行支援・地域定着支援の概要（４）

運営基準改訂内容

※R3. 3. 30改正（H24.3.30障発0330第21号厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知三通称：解釈通知）

＜地域移行支援・地域定着支援共通＞

➤ 勤務体制の確保等（基準第28条）

・ 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

・ 人員基準における両立支援への配慮等

障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求めることとする。

➤ 衛生管理等（基準第30条）

・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

➤ 虐待の防止（基準第36条の2）

・ 障害者虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。

- ・ 虐待防止委員会（※）の設置等の義務化
- ・ 従業者への研修の実施の義務化
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

➤ ICTの活用（各条）

・ 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用

障害福祉現場の業務効率化を図るため、下記の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。

地域移行支援・地域定着支援の概要（5）

報酬（R3改定のみ掲載）

<地域移行支援・地域定着支援共通>

➤ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

≪居住支援連携体制加算【新設】≫ 35単位/月（体制加算）

※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

（1）居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。

（2）月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

≪地域居住支援体制強化推進加算【新設】≫ 500単位/回（月1回を限度）

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価

≪新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価≫

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。

➤ 人員基準における両立支援への配慮等

≪人員基準における両立支援への配慮≫

[現行]

【常勤】 指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。

※ ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

【常勤換算方式】 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

[見直し後]

① 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

② 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。

④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

地域移行支援・地域定着支援の概要（6）

報酬（R3改定のみ掲載）

<地域移行支援・地域定着支援共通…続き>

▶ ピアサポートの専門性の評価

≪ピアサポート体制加算【新設】≫ 100単位／月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

（1）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

（2）（1）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

（3）（1）の者を配置していることを公表していること。

▶ 地域区分の見直し

【原則】公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせる。

【経過措置】令和2年度までの地域区分と令和3年度における介護報酬の地域区分の範囲で設定する。

※ 平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年度以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲内において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、令和5年度まで延長することを認める。

【特例】以下の①又は②の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で見直すことを認める。

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

→ 経過措置及び特例の適用については、各自治体の意向を踏まえることとする。

＜地域移行支援＞

➤ 地域移行実績の更なる評価

＜地域移行支援サービス費の見直し＞

[現行]

イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059単位/月

ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347単位/月

[見直し後]

イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504単位/月

ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位/月

ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349単位/月

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

（1）前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

（2）次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。

（3）1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

➤ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援

＜退院・退所月加算の拡充＞

[現行]

退院・退所月加算 2,700単位/月

[見直し後]

退院・退所月加算 2,700単位/月 +500単位/月※

※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に加算する。

＜地域定着支援＞

➤ 緊急時における対応機能の強化

＜地域生活支援拠点等に係る加算【新設】＞

+50単位/日※地域生活支援拠点等の場合

※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

➤ 精神保健医療と福祉の連携の促進

＜日常生活支援情報提供加算【新設】＞

100単位/回（月1回を限度）

(参考) 自立生活援助について

自立生活援助とは？

➤ サービスの内容

- 平成30年度から施行されたサービス
- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等（※1）から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則一年間）にわたり、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うもの

➤ 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※2）
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

（※1）精神科病院等の「等」に該当する施設とは

- 障害者支援施設、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院
- 共同生活援助を行う住居又は福祉ホーム
- 精神科病院
- 救護施設又は更生施設
- 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）少年院
- 更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム

（※2）自立生活援助による支援が必要な者とは

- 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返等）
- その他市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で、適当と認められる場合

(参考) 自立生活援助について (続き)

自立生活援助とは? (続き)

▶ 実施主体の要件 (サービスを提供できる事業者)

- 指定自立生活援助事業者は、次のサービス等を実施している事業者でなければならない。
 - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
 - 宿泊型自立訓練
 - 共同生活援助
 - 障害者支援施設
 - 相談支援事業者

▶ 人員基準

- ① 管理者 専従 (業務に支障がなければ兼務可)
- ② 地域生活支援員 1人以上 (利用者25:1)
- ③ サービス管理責任者 30:1 (利用者数30人又はその端数を増すごとに1人追加)
※サービス管理責任者は、地域生活支援員との兼務可 (R3改訂より)。ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

<他の事業所との兼務について>

- 自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従とする。
ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を当該自立生活援助事業所の管理者や併設する他の障害福祉サービス事業所又は施設等に從事させることができる。
※この場合、指定自立生活援助の従業者として勤務する時間を兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできない。
※相談支援事業所の従業者、併設する他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認める。

▶ サービスの併給禁止

- 自立生活援助は地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援、就労定着支援との併給は不可。